

2015年6月15日

株式会社A I Z E N

代表取締役 大谷 勝美 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号

天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### 再々お問い合わせ追加質問

当団体において、貴社が運営されている結婚相手紹介サービスについて検討し、2015年2月25日付「再申入れ兼再々お問い合わせ」を送付したところ、貴社より2015年3月27日に「再申入れに対するご回答」を頂きました。

貴社は、上記「再申入れに対するご回答」の中で、当団体が問題意識を持っていた広告表示については、認識の違いはありつつも、今後使用しない旨表明されました。

しかしながら、当団体からのプラン全体や各プランについて質問しました「再々お問い合わせ」に対するご回答は残念ながらいただけませんでした。

当団体において対応を検討したところ、今般、全プランに共通し、かつ、消費者の利害に直結する中途解約の条項について質問を追加することとしました。

前回の「再々お問い合わせ」及び今回の追加質問に対し、貴社からご回答をいただけない場合には、当団体が既に入手しております当団体に対する情報提供の内容及び当団体の現時点での問題意識に基づいて、貴社に対して「再々申入れ」をさせていただくこととなります。

つきましては、前回の「再々お問い合わせ」及び今回の追加質問に対する貴社のご回答を、2015年7月12日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本文書は当団体HP等で公開いたしますが、貴社の回答につきましては、貴社の要請がない限り非公開とさせていただきます。

貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

## 記

貴社が運営されている各プラン契約書の第8条7項について、  
契約者が契約の中途解約を申し出た場合、

①会員サービス提供前の中途解約 及び

②会員サービス提供後の中途解約

それぞれのケースについて、解約に伴う貴社と契約者との間の金銭的清算の計算式及びその根拠をご教示ください。

なお、②会員サービス提供後の中途解約について、各プラン毎に計算式が異なる場合は、それぞれのプラン毎に上記をご教示ください。

以上